

高機能消防指令センター全部更新事業プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、高機能消防指令センター全部更新事業の受注者を特定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 高機能消防指令センター全部更新事業
- (2) 業務概要 現在の ICT 技術の高度化や ICT を取り巻く環境変化を踏まえ、更なる通信指令、業務効率の向上と安定運用を実現する、通信指令システム及び消防救急デジタル無線システムを構築及び導入するため、富士市・富士宮市消防指令センター通信指令システム及び消防救急デジタル無線システムの全部更新を行う。
- (3) 業務内容 調達仕様書のとおり
- (4) 履行場所 調達仕様書のとおり
- (5) 履行期間 契約締結日から 2027 年 3 月 31 日（水）まで
- (6) 支払限度額 1,873,438,050 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3 選定方法

公募型プロポーザル方式

4 担当課（問合せ先）

- (1) 郵便番号 417-8601
- (2) 住所 静岡県富士市永田町 1 丁目 100 番地
富士市消防防災庁舎 5 階・富士市消防本部情報指令課
- (3) 電話番号 0545-55-2857（直通）
- (4) F A X 番号 0545-54-1341
- (5) メールアドレス fi-jouhoushirei@div.city.fuji.shizuoka.jp
- (6) ホームページ <https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0207/rn2ola000000e1uf.html>

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (3) 令和 7 年度富士市競争入札参加資格審査登録者であること。

- (4) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 過去において、複数消防機関が共同で運用する高機能消防指令センターの構築業務を元請として履行完了した実績があること。
- (6) 過去において、総務省消防庁が消防防災施設整備費補助金交付要綱で定める高機能消防指令センターⅢ型設備の構築業務を元請として履行完了した実績があること。
- (7) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められる者
- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

6 公募開始から契約締結までの日程

本プロポーザルによる受託者特定までの日程は、次のとおりとする。なお、日程は都合により変更する場合がある。

No.	項目	実施日	備考
1	公告	2025年4月16日(水)	富士市ウェブサイトへの掲載
2	参加表明に係る質問書提出期限	2025年4月21日(月)	電子メールのみ受付
3	参加表明に係る質問回答の公表	2025年4月24日(木)	富士市ウェブサイトへの掲載
4	参加表明書及び参加資格確認書類提出期限	2025年4月28日(月)	持参又は郵送による提出
5	参加資格確認結果通知	2025年4月30日(水)	電子メールによる通知
6	企画提案書等に関する質問書提出期限	2025年5月8日(木)	電子メールのみ受付

7	企画提案書等に関する質問回答の公表	2025年5月14日(水)	富士市ウェブサイトへの掲載
8	企画提案書等提出期限	2025年5月22日(木)	持参又は郵送による提出
9	プロポーザル参加辞退届の提出期限	2025年5月22日(木)	持参又は郵送による提出
10	プレゼンテーション及びヒアリング	2025年6月9日(月) ～6月20日(金)	期間内の1日間を予定
11	優先交渉権者の特定等結果通知	2025年6月下旬(予定)	電子メールによる通知及び富士市ウェブサイトへの掲載
12	仮契約	2025年7月18日(金)	
13	本契約	2025年10月上旬予定	

7 参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

- (1) 受付期間 2025年4月16日(水)から同年4月21日(月)までの午前8時30分から午後5時15分まで(最終日は、午後3時までとする。)
- (2) 受付方法 「参加表明に関する質問書(様式-1)」に記入の上、電子メールで送付すること。
また、質問書を送信した場合は担当課へ電話にてその旨連絡すること。
なお、電子メール以外での質問は一切受け付けられないものとする。
- (3) 質問回答日 2025年4月24日(木)
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、高機能消防指令センター全部更新事業プロポーザル実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

8 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間 2025年4月16日(水)から同年4月28日(月)までの午前8時30分から午後5時15分まで(最終日は、午後3時までとする。)
- (2) 提出先 富士市消防本部情報指令課
- (3) 提出方法 持参(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)又は郵送(配達証明書付き書留郵便にて、提出期限までに必着のこと。)
- (4) 提出書類 指定様式

No.	提出書類	様式	提出部数
1	プロポーザル参加表明書	様式-2	1部
2	会社概要書	様式-3	1部

3	法人等の過去10年間（15年～24年）の主な業務実績表	様式－4	1部
4	主な業務実績が、同種又は類似にあたることを証する業務計画書 又は業務報告書等の該当部分の写し	－	1部

9 参加資格の審査結果通知

プロポーザル参加表明書、会社概要書、法人等の過去10年間（15年～24年）の主な同種又は類似業務実績表等で参加資格を満たすと認めた参加表明者については、本プロポーザルの「参加資格者」である旨の結果を2025年4月30日（水）に参加表明者全員に電子メールで「プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式－5）」により通知する。

参加資格者として選定されなかった理由の説明を求める場合、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」を電子メールで送付した翌日から起算して5営業日以内に書面（任意書式）にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。

10 企画提案書等提出に関する質問の受付及び回答

企画提案書及び仕様書等に関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査（評価）に係る質問は、受け付けないものとする。

- (1) 受付期間 2025年4月30日（水）から同年5月8日（木）までの午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 受付方法 「企画提案書等提出に関する質問書（様式－6）」に記入の上、電子メールで送付すること。また、質問書を送信した場合は、担当課へ電話にてその旨連絡すること。なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。
- (3) 質問回答日 2025年5月14日（水）
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、高機能消防指令センター全部更新事業プロポーザル実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

11 企画提案書等の提出

- (1) 提出期間 2025年4月30日（水）から同年5月22日（木）までの午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 提出先 富士市消防本部情報指令課
- (3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）
- (4) 提出書類

No.	提出書類	様式	備考
1	企画提案書	様式自由	

2	経費内訳明細表	様式－7	消費税及び地方消費税を含む
3	機能表	様式－8	

(5) 提出媒体等

提案書の提出は、紙及び光学メディアとする。

ア 紙媒体での提出について

- (ア) 提出は、A4 版に製本すること。また、企画提案書には審査項目ごとにインデックスを付すること。
- (イ) 作成部数は、表紙に商号又は名称の記載、代表者職名（契約締結権限者氏名）の記載及びその印を押印した正本を1部、表紙を含め全てにおいて参加者名、参加者製品名等の事業者を特定させる文言等を表記していない副本を15部提出するものとする。なお、「経費内訳明細表（様式－7）」については、3部を提出するものとする。
- (ウ) 印刷は片面印刷とする。

イ 光学メディアでの提出について

- (ア) CD-ROM 又は DVD-ROM の光学メディアに、(4)をデータ格納して1部提出すること。
- (イ) 光学メディアに書き込むファイルの形式は、Microsoft Office で読み込み可能な Word、Excel、PowerPoint、PDF で作成すること。ただし、「機能表（様式－8）」は、Excel 以外での作成は不可とする。なお、ファイルは原紙と PDF 形式の両方を提出すること。また、最新の定義体を適用したウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行い提出すること。
- (ウ) ファイル名及びファイル内で、参加者名、参加者製品名等の事業者を特定させる文言等を表記しないこと。

(6) 留意事項

- ア 企画提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則認めない。
- イ 企画提案書の内容は、企画提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- ウ 企画提案書に記載した配置予定の業務責任者(プロジェクトマネージャー等)は、原則として変更できないこととする。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合は承諾を得ること。
- エ 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- オ 書類の作成に用いる言語は日本語とし、企画提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。
- カ 審査委員が、特段の専門知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合には、一般用語を用いて注釈を付記する等、審査委員が理解しやすいものとする。
- キ 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。
- ク 企画提案書の下段余白中央にページ番号を付すこと。

12 プロポーザル参加辞退届の提出

参加表明をした者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、下記のとおり「プロポーザル参加辞退届(様式-9)」を持参又は郵送にて提出すること。

- (1) 提出期限 2025年5月22日(木)午後3時
- (2) 提出先 富士市消防本部情報指令課
- (3) 提出方法 持参(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)又は郵送(提出期限までに必着のこと。)

13 プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 日時 2025年6月9日(月)～6月20日(金)の1日間を予定
※詳細の日時は、参加資格の審査結果通知時に別途通知する。
- (2) 実施場所 静岡県富士市永田町1丁目100番地
富士市消防防災庁舎3階災害対策本部室
- (3) 出席者 出席者は、10人以内とする。なお、業務責任者は必ず出席すること。また出席者は徽章等を含め、会社名が判別できる物を身に着けないこと。
- (4) 所要時間 企画提案者当たり60分以内とする。(説明40分、質疑応答20分)
※準備時間は、開始10分前からの10分間とする。
- (5) 実施の順番 企画提案書の受付順とする。
- (6) その他
 - ア 説明は提出資料のみを用い、追加資料の持込みは認めない。
 - イ プレゼンテーションに当たって機器(パソコン等)が必要な場合は、企画提案者で用意すること。なお、表示盤(HDMI接続)は、本市で用意する。
 - ウ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で実施する。
 - エ プレゼンテーション及びヒアリングについて、災害や悪天候等の理由により、事前に開催が困難と明確に判断できる場合は、開催日を延期する。また、災害や悪天候、出席予定者の事故等、やむを得ないと認める理由により、当日急遽開催が困難となった場合はプレゼンテーション及びヒアリングを中止とする。

14 評価項目及び評価基準

企画提案書等に対する評価項目及び評価基準(配点 低・中・高)は、下記のとおりとする。

項番	要件	評価項目	提案依頼事項	配点	ページ数
1-1	構築業者に関する要件	構築業者の実績について	過去10年の実績を示すこと。実績にはシステム規模・運営種別・整備方式を示すこと。	低	様式-4
1-2		構築時における実施体制について	責任分担、実施体制及び業務責任者の実績等を示すこと。業務責任者の過去10年の実績を示すこと。	低	3頁以内

2-1	システムの移行に係る要件	構築におけるスケジュールについて	運用開始までのスケジュールを示すこと。	低	3頁以内
2-2		現行指令システムからの安全な移行について	現行指令室と同一場所へ新指令室を設置するにあたり、新システムに移行する手順を示すこと。各本部・署所・車両の移行手順も示すこと。	低	3頁以内
2-3		データ移行の考え方及び移行方法について	現行システム等からのデータ移行手順及び作業内容を示すこと。	低	2頁以内
3-1	セキュリティに係る要件	セキュリティ及びバックアップ対策について	セキュリティ対策を示すこと。インターネット等を利用した機能を活用するにあたり、外部接続とのセキュリティについて示すこと。	中	2頁以内
4-1	システムの機能に係る要件	消防指令業務の迅速性・確実性・効率性について	消防指令業務の迅速性・確実性・効率性を資する機能について示すこと。	高	5頁以内
4-2		指令センター、署所、現場活動隊の情報共有について	指令センター、署所、現場活動隊の情報共有を円滑化する機能について示すこと。	中	5頁以内
4-3		地震や台風等で通報が輻輳した時の運用について	地震や台風等が発生し、119番通報が大量に輻輳した場合の運用について明示し、指令センターと各消防本部の役割分担を示すこと。	中	5頁以内
4-4		指令室での業務が困難になった場合の業務継続について	指令室での業務が困難になった場合の消防指令業務の継続運用について示すこと。	低	5頁以内
4-5		回線等の被害が発生した場合の業務継続について	NTT局舎、携帯基地局、電柱及び回線等回線事業者側の設備が被害を受け、通常運用ができなくなった場合、消防指令センターでの継続運用について示すこと。	低	5頁以内
4-6		支援情報(OA)システムについて	最新の消防OAシステムの機能について、提案を求めるものとする。	中	3頁以内
4-7		消防救急デジタル無線システムとの機能強化について	消防救急デジタル無線システムの更新にあたり、機能強化、操作性向上等の実現を示すこと。	高	2頁以内
5-1	システムの信頼性に係る要件	システムの信頼性について	各装置の障害等を考慮した、冗長化、リスク分散等について考え方を示すこと。	中	2頁以内
6-1	経済性に係る要件	保守運用費の低廉化について	運用開始から10年間に必要な下記費用について、低廉化するための工夫を示すこと。 ①保守費・②中間更新費・③有償交換部品の費用・④通信費等の運用経費	中	2頁以内
6-2		システムの拡張性及び変更への対応について	システムの拡張性及び変更への対応について提案を求める。	低	2頁以内
7-1	研修等に係る要件	職員向け研修、操作習熟について	職員向け操作研修、操作習熟及び導入する各装置の役割等、運用に関する研修について提案を求める。	中	2頁以内
8-1	運用・保守に係る要件	保守体制について	迅速で柔軟な駆け付け対応や、情報統制のとれた保守体制について示すこと。	低	2頁以内
8-2		障害復旧対応について	障害復旧の考え方と対応について提案を求める。	低	2頁以内

9-1	その他提案	その他提案について	仕様書等記載機能以外で提案があれば、追加提案すること。(最大3件まで) 提案毎3頁以内	高	3頁以内
10-1	価格	初期導入費について	初期導入に係る見積費用を示すこと。	中	様式-7
10-2		保守費について	保守に係る見積費用を示すこと。	中	様式-7

15 審査及び優先交渉権者の特定等

(1) 審査方法等

- ア 企画提案書の審査は、審査委員会で行う。
- イ 提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにより、審査委員が、本要領14で定める「評価項目及び評価基準」に基づき得点を付け、審査委員全員の合計点が最も高い企画提案者を優先交渉権者とし、2位の者を次点者として特定する。
- ウ 本要領5に定める「参加資格」及び本要領11に定める内容を満たさない企画提案書は失格とする。
- エ 同一点数が2者以上となった場合は、見積書の金額が最も低い企画提案者を上位とし、次点者についても同様とする。
- オ 適切な提案がない場合（評価項目及び評価基準点の合計点が60%未満）には、優先交渉権者として特定せず、全者において適切な提案がない場合は、プロポーザルの手続きを中止することがある。

(2) 審査結果の公表

- ア 企画提案者には、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を、電子メールにて送付する。
- イ 審査結果については、優先交渉権者及び次点者を、富士市ウェブサイトで公表する。
- ウ 審査結果に関する異議申立ては一切受け付けない。
- エ 企画提案者は、審査の経緯及び結果の説明並びに自己の合計点及び順位の開示を求めることができる。この場合、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書（様式-10）」を電子メールで送付した翌日から起算して5営業日以内に書面（任意様式）にて請求するものとし、本市は書面にて回答する。なお、評価内容の開示は一切行わない。

16 契約の締結

(1) 契約交渉

- 審査の結果、優先交渉権者を特定し、本業務の仕様の協議及び確認等の契約交渉を行う。ただし、下記のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。
- ア 優先交渉権者が審査後、本要領5に定める「参加資格」を満たすことができなくなったとき。
- イ 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。
- ウ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。

エ その他の理由により優先交渉権者と本契約の締結が不可能となった場合

(2) 発注仕様書案の作成

発注仕様書は優先交渉権者と協議により決定するが、短期間で発注仕様書の協議を行う必要があることから、提案内容がすべて採用されることを前提とした発注仕様書案（別紙及び別冊を含む。）を作成・提出すること。作成は、調達仕様書に見え消し等で変更前後が分かるようにすること。

なお、発注仕様書案と機能表の記載内容に著しく相違がある場合は、優先交渉権者と認めない。

(3) 契約締結日 2025年7月18日（金）

17 業務の範囲

本業務の範囲は別紙「調達仕様書」を基本とするが、富士市の判断により契約締結時において、優先交渉権者が企画提案書により行った追加提案等の内容を追加又は変更できることとする。

また、これにより見積金額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

18 その他（留意事項）

(1) 本市が認めた場合を除き、一度提出した書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) プロポーザル参加表明書及び企画提案書等が以下に該当する場合は、無効となる場合がある。

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ 指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(3) 失格となる企画提案者

ア 提案内容が以下に該当する場合は、失格とする。

(ア) 本要領2(6)「支払限度額」の金額を超えた見積書を提出した場合

(イ) 本要領13「プレゼンテーション及びヒアリング」で定めるプレゼンテーションに出席しない場合

(ウ) 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合

イ 企画提案者が以下に該当する場合は、失格とする場合がある。

(ア) 本要領に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めた場合又は不正な行為をしたと認められる場合

(イ) プレゼンテーション時の説明において、追加資料を提出した場合又は企画提案書の記載内容以外を説明した場合

(ウ) その他審査委員会が不適格と認めた場合

(4) 提出書類の記載内容に関する責任は、企画提案者が負うものとする。

- (5) 書類の作成、提出、プレゼンテーション、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
- (6) 提出された書類の返却はしないものとする。
- (7) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

19 様式一覧（別紙「様式集」参照）

様式番号	様式名	要領の 該当箇所	備考
様式－1	参加表明に関する質問書	要領 7	
様式－2	プロポーザル参加表明書	要領 8	
様式－3	会社概要書	要領 8	
様式－4	法人等の過去 10 年間（15 年～24 年） の業務実績表	要領 8	
様式－5	プロポーザル参加資格確認結果通知 書	要領 9	
様式－6	企画提案書等提出に関する質問書	要領 10	
様式自由	企画提案書	要領 11	
様式－7	経費内訳明細表	要領 11	
様式－8	機能表	要領 11	
様式－9	プロポーザル参加辞退届	要領 12	
様式－10	プロポーザル企画提案書等審査結果 通知書	要領 15	